

海老名市きれいなまちづくり事業奨励金の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、きれいなまちづくり事業を行う市内の登録団体に対して、予算の範囲内において奨励金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 この要綱において、「きれいなまちづくり事業」とは、次の各号のいずれかに該当する活動を行うことをいう。ただし、他の公的助成を受けて行うものを除く。

- (1) 地域の道路、広場等に散乱するごみの清掃等の美化活動
- (2) 駅前や繁華街など不特定多数の人が集合する場所のごみの清掃等の美化活動
- (3) ごみの不法投棄防止のためのパトロール及び監視活動
- (4) ごみの減量化、資源化のための分別及び啓発活動

(対象団体)

第3条 奨励金の交付を受けることのできる団体（以下「対象団体」という。）は、自治会、老人会、子ども会、PTA及びNPO法人のいずれかであって、かつ、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 構成員が10人以上であること。
- (2) 市内を拠点として活動する団体であること。
- (3) 代表者及び会計責任者が市内に住所を有すること。
- (4) 前条各号に規定する事業を1月に1回以上行うこと。
- (5) 当該年度において継続して、きれいなまちづくり事業を実施する予定であること。

(登録の手続)

第4条 登録をしようとする団体は、海老名市きれいなまちづくり事業実施団体登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 団体名簿
- (2) 年間予定表
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、海老名市きれいなまちづくり事業実施団体登録適合・不適合決定通知書（第2号様式）により、通知するものとする。

3 前項の規定により適合すると認められた団体（以下「登録団体」という。）は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに海老名市きれいなまちづくり事業実施団体登録変更届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録の有効期間）

第5条 登録の有効期間は、登録を決定した日から当該年度の3月31日までとする。

（登録の取消し等）

第6条 登録団体は、登録を廃止するときは、速やかに海老名市きれいなまちづくり事業実施団体登録廃止届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録団体が、第3条に定める登録要件に適合しないと判明したときは、登録を取り消すことができる。

3 市長は、前項の取消しをしたときは、海老名市きれいなまちづくり事業実施団体登録取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（奨励金の額）

第7条 奨励金の額は、きれいなまちづくり事業を実施した1月につき2,000円とする。

（交付申請）

第8条 奨励金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金交付申請書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 活動予定場所の分かる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、次に掲げる事業期間に応じた申請期間までに申請をしなければならない。ただし、申請期間内にきれいなまちづくり事業を実施する場合にはその前日までに申請を行わなければならない。

(1) 当該年度の4月から7月までの事業 登録を決定した日から20日以内

(2) 当該年度の8月から11月までの事業 7月11日から7月31日まで

(3) 当該年度の12月から3月までの事業 11月10日から11月30日まで

3 前項第2号及び第3号に規定する事業期間内に登録団体となった場合の初回の申請は、登録団体となった日から20日以内又は前項第2号及び第3号の申請期間のいずれか遅い日までに行わなければならない。

(交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、その旨を海老名市きれいなまちづくり事業奨励金（交付・不交付）決定通知書（第7号様式）により申請団体に通知する。

(変更又は中止)

第10条 前条に規定する決定を受けた団体（以下「奨励金交付団体」という。）は、やむを得ない理由により事業を変更又は中止しようとするときは、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金変更・中止申請書（第8号様式）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは承認し、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金変更・中止承認通知書（第9号様式）により奨励金交付団体に通知する。

(実績報告)

第11条 奨励金交付団体は、事業が完了したときは、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 活動場所の分かる書類

(2) 現場状況写真

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、事業完了後20日以内に報告をしなければならない。

ただし、当該年度の12月から3月までの事業の報告については、3月20日までに報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき奨励金の額を確定し、速やかに海老名市きれいなまちづくり事業奨励金確定通知書(第11号様式)により、奨励金交付団体に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金交付請求書(第12号様式)により、速やかに奨励金の請求をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、奨励金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、奨励金交付団体が次のいずれかに該当すると認めたときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されているときは、取り消した額に相当する金額の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) 奨励金の交付決定の内容又は条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行い奨励金の返還を命ずるときは、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金返還通知書(第13号様式)により奨励金交付団体に通知するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年5月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際に、この要綱による改正前の第1号様式、第3号様式、第4号様式、第6号様式、第8号様式及び第10号様式による用紙で、現に残存するのは、なお使用することができる。

《平成18年4月1日 制定》

《平成23年4月1日 一部改正》

《平成27年4月1日 一部改正》

《令和3年4月1日 一部改正》